

第 2 4 1 回山形県建築審査会 議事録

日 時：平成 3 0 年 7 月 3 1 日（火）

場 所：あこや会館 特別会議室

【午後 2 時 0 0 分 開会】

出 席 佐藤委員、粕谷委員、松山委員、吉原委員、齊藤委員、鎌水委員、
鈴木委員

欠 席 なし

事務局 建築住宅課：櫻井、井沢、鈴木、伊藤、中川、石川、川越
都市計画課：佐藤
村山総合支庁建設部建築課：氏家
庄内総合支庁建設部建築課：高橋

（建築住宅課長の挨拶後に、委員・事務局の紹介を行った。また、議題説明に先立ち、山形県建築審査会条例について説明があった。続いて事務局より審査会成立の報告があった。）

佐藤会長

最初に、議事録署名人を粕谷委員と鎌水委員に指名いたします。

議第 1 号「建築基準法第 48 条第 5 項ただし書の規定による建築許可について」事務局の説明を求めます。

事務局

（建築基準法第 48 条第 5 項ただし書の規定による建築許可について説明があった。）

佐藤会長

ただいま事務局から説明がありましたが、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

吉原委員

敷地の前面道路が通勤用の道路となっていれば、バスが出入りする時間帯に渋滞等が予想されませんか。

事務局

バスの通行する時間帯は午前 6 時半から 7 時半の時間帯で、通勤の時間帯はそれに比べ遅い時間帯であり、通行する時間帯が重ならないようバス運行業務規程を計画しています。

鏈水委員

敷地南側既存道路はクランクしているように見えますが、道路拡幅後はこのクランクも解消されますか。

事務局

道路拡幅後はこのクランクは解消されます。

鏈水委員

大型車両についてはディーゼルエンジン車ですか。ガソリンエンジン車ですか。

事務局

ディーゼルエンジン車も、ガソリンエンジン車も両方あると思います。

鏈水委員

今まで分散していた車両が集約し、冬期暖機運転を行うことで、排気ガスによる、大気汚染リスクも高まると考えます。それを低減するために、害を及ぼす排気ガスを排出するディーゼル車から、そうではない車両に更新していく等の対策を講じる必要があると考えます。

またシャッターを閉鎖してアイドリングを行うとの記載もありますが、現実的に難しいではありませんか。

事務局

バス 13 台が集中することは、こちらでも懸念しておりまして、周辺環境に対する影響について検証しています。

バス運行業務規程に基づき確認したところ、最大同時使用時は大型バス 1 台・中型バス 2 台の計 3 台と比較的少数です。そのため、5 分間アイドリングを行う想定でも、周辺環境へ大きな影響を与えるものではないと考えています。

また、アイドリング時にシャッターを閉鎖するということは本来の方法ではないということもあり、実際、換気設備を設けるとなった場合は、住居地側でない方向へ換気設備を設けるなど、周辺環境に大きな影響を与えないよう、申請者に伝えます。

佐藤会長

少し懸念されることとしては、通常時は影響が少ないが、何らかの災害時（雪害時等）に使用車両が集中してしまい、周辺環境への影響を及ぼす危険性もあります。その点で、換気設備等の設置については再度確認していただきたい。

佐藤会長

他に意見はありませんか。

ないようであれば、議第1号について審査会として同意することでいかがでしょうか。

異議がないようですので、議第1号については同意することといたします。

佐藤会長

次に、議第2号「建築基準法48第11項ただし書の規定による建築許可について」事務局の説明を求めます。

事務局

（建築基準法48第11項ただし書の規定による建築許可について説明があった。）

佐藤会長

ただいま事務局から説明がありましたが、ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

粕谷委員

1号議題は「法48条第5項ただし書」、2号議題は「法第48条第11項ただし書」による許可ですが、この違いについて参考資料の法令抜粋を見ると、第11項は主に「安全上若しくは防火上の危険の度若しくは衛生上の有害の度」という点で、違いがあります。今回の事務局の説明では主に衛生面のものでしたが、安全面・防火面については検討していますか。

また、意見聴取会でも、その面について意見が出ているようです。

事務局

まず、建築物については準耐火建築物とする計画であり、確認申請時、消防同意を受ける物件でもあります。

また、意見聴取会の場に、東根市消防本部消防長（代理）にも出席いただき、特に問題はないという、ご意見を頂きました。

また、今回物件についてはアルミを原材料とする工場であるため、火災消火時、

爆発の恐れがあり、散水消火は行わないという消防計画になっています。

鈴木委員

微細な粉末のアルミに散水消火すると、爆発の危険性があります。また、溶解炉に水が浸水すると、水蒸気とアルミが反応し、水蒸気爆発の危険性があるため、散水消火ができなくなってしまうます。

また、消防法上では今回のアルミ原材については、「危険物」ではないため、建築物は「危険物貯蔵庫」としては扱いません。

佐藤会長

今年7月の大雨による川の氾濫で岡山県にある工場のアルミ溶解炉が爆発したという事故がありました。今回申請の敷地周辺には川が流れており氾濫の恐れがあること、アルミを扱う同様の工場であることから、当物件についても、岡山県の事故と同様の事故リスクがあると考えます。立地を規制するまでではないが、何らかの忠告をする等、対策をする必要があると考えます。ただし、岡山県の事故も今年7月に起きたばかりで、事故検証もまだ終わってはいないとは思いますが。

また、別件で、今年7月に東京都多摩市で起きた建築工事現場火災の事故にもみられるように、製造過程（プロセス）の部分でのエラーが重大事故につながっていくという危険は今回物件でも起こりうることです。

製造過程での事故が続いていることもあり、今回物件についても製造過程のアルミ溶解炉について、安全性を再確認する必要があると考えます。

事務局

アルミ溶解炉の安全管理については、改めて事務局から申請者へ確認を行います。

また、野川の氾濫がハザードマップ上、どのように想定されているかを含め、万が一の災害対策についても確認します。

そのうえで、後日改めて委員の方には書面にて、ご説明させていただきます。

鍵水委員

集塵装置が設置されるとはありますが、敷地周辺は果樹園です。ススが飛散し果樹の商品価値を損ねてしまう危険性もありますので、ススが飛散しないように集塵機のメンテナンスに留意するように事業者へ伝えてください。

佐藤会長

農産物に対する影響については、申請者より敷地周辺の果樹園の操業者に対して説明が行われるべきと考えます。

吉原委員

事務局より説明のあった、意見聴取会直前に、新たに近隣の土地を購入し住宅を建設している住民の方について、今後、騒音や振動の問題が起きる可能性はありませんか。

松山委員

そのことに関連して、新たに住宅を建設している住民の方は、建設に賛成で、意見もなしとのことでしたが、現在まだ住んでいるわけでもなく、認識が十分でない可能性もあり、後々問題となりませんか。

事務局

当該住民の方に対しては、意見聴取会后、土地売買契約を仲介した不動産業者から今回計画について再度説明をしていると聞いています。また意見聴取会の場合でも、計画を説明し、意見を伺っているので、ご理解いただいているものと考えています。

また騒音・振動については国道 13 号線、山形空港からの影響の方が大きいと考えています。

佐藤会長

他に意見はありませんか。

ないようであれば、議第 2 号について審査会として同意することはいかがでしょう。

異議がないようですので、議第 2 号については同意することといたします。

佐藤会長

次に、議第 3 号「建築基準法第 43 条第 1 項ただし書の規定による許可の包括同意について」事務局の説明を求めます。

事務局

(建築基準法第 43 条第 1 項ただし書の規定による許可の包括同意に係る報告案件 6 件について説明があった。)

佐藤会長

意見はありませんか。

ないようであれば、次に、議第4号「建築基準法第56条の2第1項ただし書の規定による許可の包括同意について」事務局の説明を求めます。

事務局

(建築基準法第56条の2第1項ただし書の規定による許可の包括同意に係る報告案件2件について説明があった。)

佐藤会長

ただいま事務局から説明がありましたが、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

ないようであれば、県から提出された議題については以上であります。

委員の皆様には慎重にご審議をいただき、ありがとうございました。

議事はこれで終了いたします。

井沢幹事

ありがとうございました。

それでは、次第ではその他としておりますが、改正建築基準法が平成30年6月27日に公布され、平成30年9月27日、平成31年6月27日の2回に分けて施行されます。

これに伴い、山形県建築基準条例、また、建築許可における取扱要領及び運用指針等について、今後、改正する予定です。

本日は、「建築行政・市街地建築行政に関する最近の動き」「建築基準法の改正概要」「山形県建築基準条例等の改正概要」について、事務局よりご説明いたします。

事務局

(「建築行政・市街地建築行政に関する最近の動き」「建築基準法の改正概要」「建築基準法の改正概要」についての説明があった。)

井沢幹事

事務局より準備しているものは以上になります。

皆様から他に何かございますか。

ないようですので、これをもちまして第241回山形県建築審査会を閉会いたします。

【午後 4 時 0 0 分 閉会】

山形県建築審査会長

議事録署名人

山形県建築審査会委員

山形県建築審査会委員
